

自動販売機設置仕様書

1 貸付物件（詳細は別紙のとおり）

設置場所 諏訪湖間欠泉センター 物件番号 1

所在地	諏訪市湖岸通り 208-90
設置場所	諏訪湖間欠泉センター（アイスクリーム小屋横（屋外））
貸付面積	約 1.7 m ² （本体：幅 1.4m×奥行 1.0m、回収ボックス 2 個：（幅 0.6m×奥行 0.5m）放熱余地・転倒防止板等の面積を含む。）
設置台数	1 台
コンセント	あり。

※ 1 貸付面積には、2(7)イの回収ボックスを含む。また、自動販売機の機種によっては商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか申込前に設置場所の確認をすること。

※ 2 機種は、消費電力 1,000W 程度以下のものとする。

※ 3 屋内物件は消費税課税対象、屋外物件は消費税課税対象外となる。入札説明書 6（2）に注意すること。

2 自動販売機の設置条件

(1) 設置事業者の施設使用形態

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づき、諏訪市が設置事業者に対し、行政財産である建物(土地)の一部を賃貸する方法により行う。

(2) 貸付期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 3 年間とする。

(3) 1. 貸付金額又は料率

貸付料は、入札により決定した次のいずれかの金額又は料率とする。

1 年間の貸付料総額

売り上げに対する貸付料率

(4) 必要経費

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用はすべて設置事業者の負担とする。

また、電気料についても設置事業者の負担とする。各設置事業者において計量機器（子メーター）を設置し、それによる実費を、諏訪市が指定する期限までに納入通知書により全額納入すること。

(5) 設置機器の仕様について

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たすこと。

ア 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

イ 500円硬貨及び新旧1,000円紙幣が使用できること。

(6) 利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守すること。

ア 入札条件を遵守し、貸付料及び光熱水費を期限までに確実に納付すること。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

ウ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、諏訪市の指示に従うこと。

エ 販売品目は、一般市場で認知、支持されている清涼飲料水、炭酸飲料水、牛乳等の飲料とし、缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とすること。また、酒類・たばこの販売を行わないこと。

なお、商品の具体的な構成については、落札決定後、事前に取り扱商品の一覧表及び提案書等を提出した上で、承認を得て決定すること。変更する場合も同様とする。

オ 設置場所ごとの建物内に設置されている他の自動販売機及び市場の販売価格と均衡のとれた価格で販売すること。

カ 設置事業者は、本件賃貸借に係る自動販売機の売上状況を、別に指定する期日までに、諏訪市に提出すること。

(7) 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守すること。

ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。

また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。

ウ 関係法令等の遵守・徹底を旨るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

エ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。

オ 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

(8) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を諏訪市に請求することができない。